

令和6年8月30日

公 告

陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊長
(公 印 省 略)

陸上自衛隊豊川駐屯地における売店等の設置及び経営に関する業務の募集について

陸上自衛隊豊川駐屯地において売店等を設置し、経営を行う業者について次のとおり募集します。

1 応募資格

次の(1)、(2)のいずれかに該当し、かつ、国が定める「暴力団排除に関する誓約事項」による誓約を行える業者であること。

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を有する業者
- (2) 以下の書類を提出できる業者

ア 法人の場合

- (ア) 登記簿謄本
- (イ) 営業経歴書
- (ウ) 財務諸表
- (エ) 納税証明書（その3の3）

イ 個人の場合

- (ア) 戸籍抄本
- (イ) 営業経歴書
- (ウ) 収支計算書
- (エ) 納税証明書（その3の2）

* 公的機関が発行する書類は、発行日から3カ月以内のものとする。

2 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可

3 募集店舗

別紙のとおり。

4 募集要領・仕様書の配布

(1) 期間

令和6年8月30日（金）から9月9日（月）まで。

(2) 場所

以下のホームページからダウンロード

<https://www.mod.go.jp/g sdf/mae/mafin/>

（「中部方面会計隊ホームページ」で検索し「公募」からダウンロード）

5 公募説明会

(1) 日時・場所

ア 日時

令和6年9月26日（木）13時（物品販売のみ）から

令和6年9月27日（金）13時（物品販売以外）から

イ 場所

厚生センター内「多目的室A」

(2) 注意事項

ア 本説明会に参加されない業者の方は、公募に参加できません。

イ 本説明会に参加を希望する業者の方は、令和6年9月25日15時までに、募集要領第4項(3)の公募説明会参加希望票を持参、郵送又はFAXして下さい。

ウ 会場準備の都合上、参加者は1社2名以内でお願いします。

6 その他

細部の内容は、第4項により配布する募集要領のとおり。

担当者連絡先：〒442-0061 愛知県豊川市穂ノ原1-1

陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊厚生科 公募担当者

電話 0533-86-3151 内線3328

FAX 0533-86-3151 内線3359

豊川駐屯地売店等公募 募集店舗一覧表

店舗種別	店舗面積	必須取扱品目
食堂	106.72㎡	定食、丼物、麺類、弁当
喫茶	65.27㎡	軽食、ソフトドリンク
物品販売A	155.15㎡	雑誌、週刊誌、文房具、日用品、名札作成又は作成取次、宅配便取次、インスタント食品、おにぎり等、菓子類（アイス等含む）、土産物、たばこ
物品販売B	54.19㎡	自衛隊用品
クリーニング又はクリーニング取次	24.59㎡	制服等自衛隊関連用品のクリーニング又はクリーニング取次、その他一般的に取り扱う品目
理容	56.11㎡	調髪、洗髪、顔剃り

※ 詳細は公募期間中に配布する募集要領による。

募集要領

1 概要

愛知県豊川市穂ノ原1丁目1番地に所在する陸上自衛隊豊川駐屯地において、隊員及び来隊者の利便性を確保するため、食堂、売店等の設置及び経営の業者を以下に記載する諸条件に従い募集する。

2 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (6) 役員等は、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員及び(3)から(6)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

3 設置施設の所在地及び名称

愛知県豊川市穂ノ原1丁目1番地
厚生センター「八豊館」

【重要】

4 公募説明会

本説明会に参加できない業者は、応募資格を得られない。

- (1) 日 時 令和6年9月26日(木) 13時(物品販売のみ) から
令和6年9月27日(金) 13時(物品販売以外) から
- (2) 場 所 厚生センター「八豊館」内多目的室A
- (3) 携行品 募集要領、仕様書
- *公募説明会参加希望業者(各業者2名以内)は、令和6年9月25日(水)15時までに、公募説明会参加希望票(別紙第1)をFAX、郵送又は持参により提出すること。

5 設置条件

(1) 設置方法

国有財産法(昭和23年6月30日 号外法律第73号)第18条第6項に基づく行政財産の使用許可により設置する。

(2) 募集店舗種別及び取扱品目

ア 応募申請時に下表の受付番号と店舗種別を明記すること。

イ 審査の結果、選定業者が重複する場合もある。

受付番号	店舗種別	必須取扱品目
1	食堂	定食、丼物、麺類、弁当
2	喫茶	軽食、ソフトドリンク
3	物品販売(A)	雑誌、週刊誌、文房具、日用品、名札作成又は作成取次、宅配便取次、インスタント食品、おにぎり等、菓子類(アイス等含む)、土産物、たばこ
4	物品販売(B)	自衛隊用品
5	クリーニング又はクリーニング取次	制服等自衛隊関連用品のクリーニング又はクリーニング取次、その他一般的に取り扱う品目
6	理容	調髪、洗髪、顔剃り

(3) その他

別添仕様書のとおり。

6 応募手続等

(1) 申請書等の提出

設置を希望する者は、次のとおり、提出書類を提出先に期限までに提出すること。

なお、提出された書類は返却しない。

ア 提出書類

(ア) 申請書 1 部 (別紙第 2)

(イ) 企画提案書 (食堂、喫茶) 30 部 (別紙第 3-1)

次の事項 (会社概要) について、必ず全て記載すること。

- a 主な販売予定商品・販売価格表 (別紙第 4-1、4-2)
- b 営業日及び営業時間
- c 精算方法及び種類 (レジ (現金)、電子マネー、クレジットカード等の使用可否及び使用可能な場合の種類)
- d 店舗レイアウト図 (別紙第 5) (平面図)
- e 店舗イメージ図 (別紙第 6) (外観、内装等イメージ図)
- f ポイントカードの導入及びポイント付加サービスの有無
- g 災害発生時の会社及び出店店舗の対応
- h 従業員管理 (身元管理、健康管理等) 及び人員配置
- i 省エネルギー・環境対策、ゴミ・廃棄物の処分方法
- j 衛生管理方法及び過去 3 年間の食品衛生関連行政処分の経歴 (行政処分があった場合は、その時どのように対応したかを記載)
- k クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法
- l 豊川駐屯地における営業方針 (隊員が利用する際の利点、グループ店・チェーン店があれば、導入する豊川駐屯地店との違い等)
- m 豊川駐屯地内に設置する店舗の営業体制を計数的に算出した事業計画
1 日の目標利用者数、1 日の目標売上金額、人件費等及び 2 年間の収支状況を記載したもの。
- n その他アピールポイント
- o 販売予定商品と同等の商品の写真 (デジタル写真可・販売予定価格を記入) を 16 枚以内 (日本産業規格 A 4 に各 4 枚以内添付) (別紙第 7)

(ウ) 企画提案書 (物品販売 A) 30 部 (別紙第 3-2)

次の事項 (会社概要) について、必ず全て記載すること。

- a 主な販売予定商品・販売価格表 (別紙第 4-1、4-2)
- b 営業日及び営業時間
- c 精算方法及び種類 (レジ (現金)、電子マネー、クレジットカード、プリペイドカード、売り掛けの対応等)
- d 店舗レイアウト図 (平面図) (別紙第 5)
- e 店舗イメージ図 (別紙第 6)

外観、内部及びイートインコーナー、焼きたてベーカリーコーナー、出来たてお弁当コーナー等の提案を含む。

- f ポイントカードの導入及びポイント付加サービスの有無
 - g 対応するサービスの種類（コピー、FAX、公共料金支払、郵便ポスト設置、行政サービス、チケット発券等）
 - h 商品の供給体制
 - i 災害発生時の会社及び出店店舗の対応
 - j 従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置
 - k 省エネルギー・環境対策、ゴミ・廃棄物の処分方法
 - l 衛生管理方法及び過去3年間の食品衛生関連行政処分の経歴（行政処分があった場合は、その時どのように対応したのかを記載）
 - m クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法
 - n 豊川駐屯地における営業方針
隊員が利用する際の利点、他の路面店舗と豊川駐屯地店との違い等
 - o 豊川駐屯地内に設置する店舗の営業体制を計数的に算出した事業計画
1日の目標利用者数、1日の目標売上金額、人件費等及び2年間の収支状況を記載したもの。
 - p その他のアピールポイント
- (エ) 企画提案書（物品販売B、クリーニング又はクリーニング取次、理容）30部（別紙第3-3）
次の事項（会社概要）について、必ず全て記載すること。
- a 主な販売予定商品・販売価格表（別紙第4-1、4-2）
 - b 営業日及び営業時間
 - c 精算方法及び種類（レジ（現金）、電子マネー、クレジットカード、プリペイドカード、売り掛けの対応等）
 - d 店舗レイアウト図（平面図）（別紙第5）
 - e 店舗イメージ図（別紙第6）
外観、内部
 - f ポイントカードの導入及びポイント付加サービスの有無
 - g 災害発生時の会社及び出店店舗の対応
 - h 従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置
 - i 省エネルギー・環境対策、ゴミ・廃棄物の処分方法
 - j 衛生管理方法

- k クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法
- l 豊川駐屯地における営業方針（隊員が利用する際の利点、他の路面店舗と豊川駐屯地店との違い等）
- m 豊川駐屯地内に設置する店舗の営業体制を計数的に算出した事業計画
 - 1日の目標利用者数、1日の目標売上金額、人件費等及び2年間の収支状況を記載したもの。
- n その他のアピールポイント
- (ウ) 企画提案書補足書30部
 - 販売商品カタログ、その他企画提案書の販売商品がわかる具体的な資料等（日本産業企画A4）
- (キ) その他関係書類各1部
 - 公募に参加する業者に必要な資格を確認するため、次の関係書類を併せて提出すること。（関係書類の不備または参加資格がないと判断された場合は企画提案書の審査は行わず、無効とする。）
 - a 業務確約書（別紙第8）
 - b 戸籍抄本
 - (a) 法人である業者にあつては、登記簿謄本（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）
 - (b) 発行後3カ月以内のもの
 - c 営業経歴書
 - 会社の商号・所在地、代表者役職・氏名、沿革（営業年数）、役員や従業員数等の概要、営業品目、営業所の所在状況等が記載されたもの。
 - これらの内容が記載されたパンフレット等でも可
 - d 財務諸表
 - (a) 個人
 - 直近の（申請日直前1年以内に税務署に提出した）所得税青色申告決算書、確定申告書
 - (b) 法人
 - 直近の（申請日直前1年以内に確定した）貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、正味財産増減計算書、収支計算書、決算報告書等
 - e 直近の法人税又は所得税に関する納税証明書
 - 発行後3か月以内のもの

(a) 個人
その3の2

(b) 法人
その3の3

f 印鑑証明書
発行後3か月以内のもの

g 都道府県知事等の発行した営業許可書の写し（該当する場合のみ）

h 誓約書（別紙第9）

i 役員名簿（別紙第10）

（注）防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を有する業者に限り、
「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」の写しを、b、c、d
及びeに定める書類に代えることができる。

イ 提出先

陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊厚生科 公募担当者

愛知県豊川市穂ノ原1丁目1番地

電話：代表0533（86）3151

内線3328、FAXは3359

（内線への掛け方は、代表番号に電話を掛け、交換手に内線番号を伝える。FAXも同様にまず電話を掛け、番号（3359）を伝え、FAX音を確認した後、送信する。）

ウ 提出期限

令和6年10月17日（木）15時まで。

(2) 応募者の失格

次のいずれかに該当する行為があった場合は、失格とする。

ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ 提出書類等が募集要領に記載されている事項を満たさない場合

ウ 提出書類等に虚偽の記載があった場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

オ 過去（又は現在）、防衛省（防衛省共済組合を含む）に支払う国有財産
使用料（共済組合の場合は管理手数料等）及び光熱水料を滞納したことがある（している）場合

カ その他、違反と認められる場合

(3) 提案修正の禁止

原則として、提出後の書類変更（修正、差し替え、削除、追加）は禁止する。

7 選考の方法

- (1) 提出された企画提案書に基づき、書類選考による総合的審査の上、業者を決定する。

なお、決定業者に辞退及び失格等があったときは、次点の業者とする場合がある。

- (2) 審査結果については、異議を申し立てることができないものとする。

8 選考結果の通知

令和6年11月29日（木）までに、全応募業者に文書で郵送により通知

9 採用決定業者に対する説明会

採用決定業者にのみ別途通知する。

10 業者決定後の提出書類

食堂、売店等の設置及び経営の業者として決定されたものは、第1号から第3号までのとおり、提出すること。

- (1) 提出書類

ア 国有財産使用許可申請書

イ 自動券売機、ショーケース等を設置予定がある場合は、設置予定機種等（別紙第11）

- (2) 提出先

申請書等の提出先に同じ。

- (3) 提出期限

別途通知

公募説明会参加希望票

令和 年 月 日

陸上自衛隊
豊川駐屯地業務隊長 殿

「陸上自衛隊豊川駐屯地内における食堂、売店等の設置及び経営」の公募説明会に参加を希望します。

所在地又は住所
商号又は名称
参加代表者氏名

(印鑑の捺印不要)

参加者氏名（2名以内）	携帯番号

※参加を希望する際は、9月25日（水）15：00までに持参、郵送又はFAXして下さい。

〒442-0061

愛知県豊川市穂ノ原1丁目1番地

陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊厚生科 公募担当者

電話（0533）86-3151 内線3328

FAX（0533）86-3151 内線3359

申 請 書

令和 年 月 日

陸上自衛隊

豊川駐屯地業務隊長 殿

本社（店）所在地

商号又は名称

代表者の氏名

印

法人・個人の別

法人 ・ 個人

担当者氏名：

電 話：

F A X：

愛知県豊川市穂ノ原1丁目1番地に所在する陸上自衛隊豊川駐屯地において、食堂、売店等を設置し、経営を行うことについて希望するので申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

受付番号	店舗種別

注1：受付番号、店舗種別を記載する際は、募集要領第5項を参照

注2：商号、代表者、担当者氏名にフリガナをふり、申請印は登録印を使用すること。

企画提案書（食堂、喫茶）

会社概要

- 1 会社名
- 2 本社所在地
- 3 設立年月日
- 4 資本金
- 5 社員数
- 6 店舗数
- 7 売上高

ア	主な販売予定商品・販売価格表（別紙第4-1、4-2）
イ	営業日及び営業時間 a 平日 営業時間： b 土日祝日 営業：有・無 営業時間：
ウ	精算方法及び種類 （レジ（現金）、電子マネー・クレジットカード等の使用可否及び使用可能な場合の種類）
エ	店舗レイアウト図（別紙第5） （平面図）
オ	店舗イメージ図（別紙第6） （外観、内装等食堂等イメージ図）
カ	ポイントカードの導入及びポイント付加サービスの有無
キ	災害発生時の会社及び出店店舗の対応
ク	従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置
ケ	省エネルギー・環境対策、ゴミ・廃棄物の処分方法
コ	衛生管理方法及び過去3年間の食品衛生関連行政処分の経歴 （行政処分があった場合は、その時どのように対応したのかを記載）
サ	クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法
シ	豊川駐屯地における営業方針 （隊員が利用する際の利点、グループ店・チェーン店があれば、導入する豊川駐屯地店との違い等）
ス	豊川駐屯地に設置する店舗の営業体制を計数的に算出した事業計画 （1日の目標利用者数、1日の目標売上金額、人件費等及び2年間の収支状況）
セ	その他のアピールポイント
ソ	販売予定商品と同等の商品の写真（別紙第7）

企画提案書（物品販売A）

会社概要

- 1 会社名
- 2 本社所在地
- 3 設立年月日
- 4 資本金
- 5 社員数
- 6 店舗数
- 7 売上高

ア	主な売予定商品・販売価格表（別紙第4-1、4-2）
イ	営業日及び営業時間 a 平日 営業時間： b 土日祝日 営業：有・無 営業時間：
ウ	精算方法及び種類 （レジ（現金）、電子マネー・クレジットカード・プリペイドカード、売り掛けの対応等）
エ	店舗レイアウト図（別紙第5） （平面図）
オ	店舗イメージ図（別紙第6） （外観、内部）
カ	ポイントカードの導入及びポイント付加サービスの有無
キ	対応するサービスの種類 （コピー、FAX、公共料金支払、郵便ポスト設置、行政サービス、チケット発券等）
ク	商品の供給体制
ケ	災害発生時の会社及び出店店舗の対応
コ	従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置
サ	省エネルギー・環境対策、ゴミ・廃棄物の処分方法
シ	衛生管理方法及び過去3年間の食品衛生関連行政処分の経歴 （行政処分があった場合は、その時どのように対応したのかを記載）
ス	クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法
セ	豊川駐屯地における営業方針 （隊員が利用する際の利点、他の路面店舗と豊川駐屯地店との違い等）
ソ	豊川駐屯地内に設置する店舗の営業体制を計数的に算出した事業計画 （1日の目標利用者数、1日の目標売上金額、人件費等及び2年間の収支状況）
タ	その他のアピールポイント

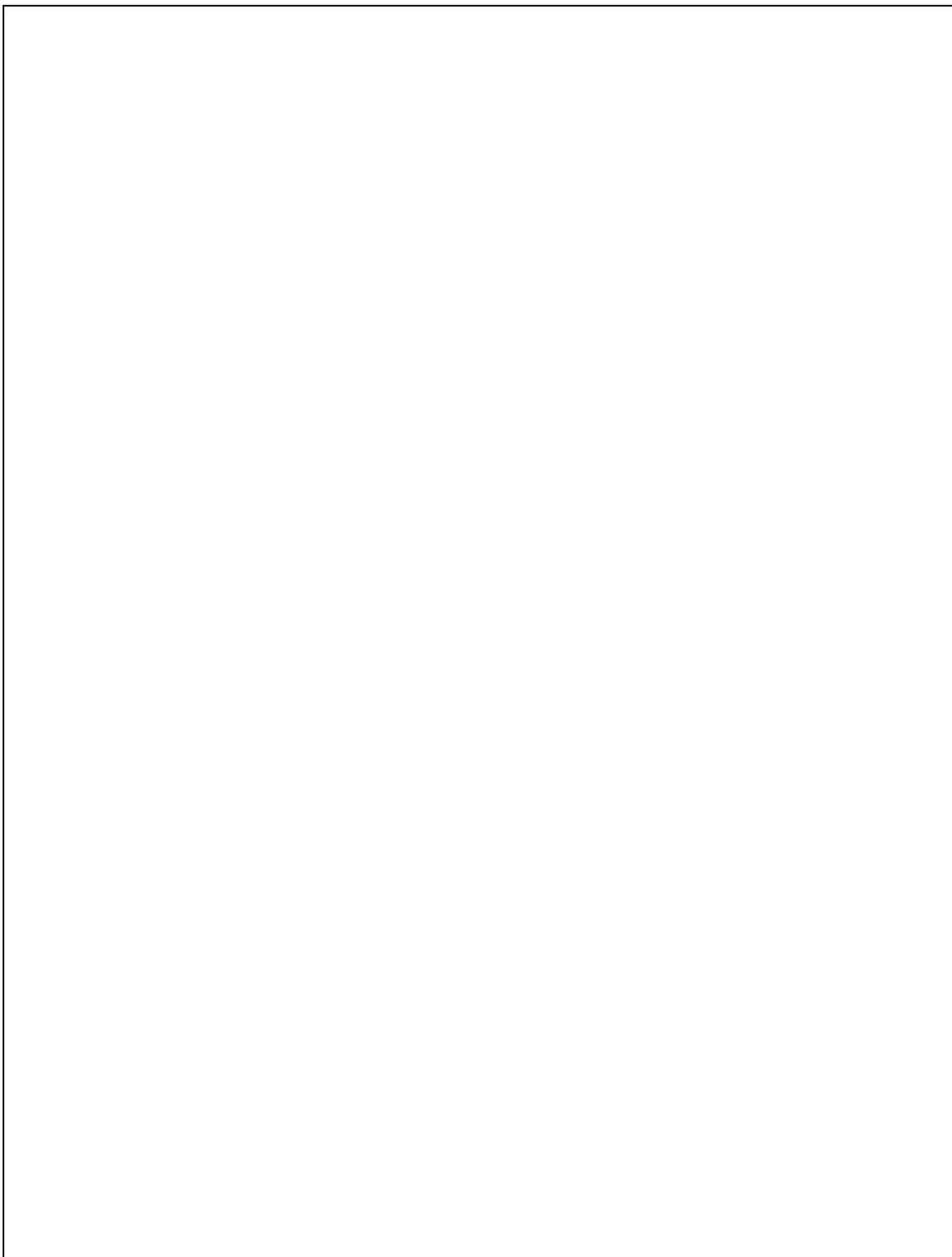
企画提案書（物品販売B，クリーニング又はクリーニング取次、理容）

会社概要

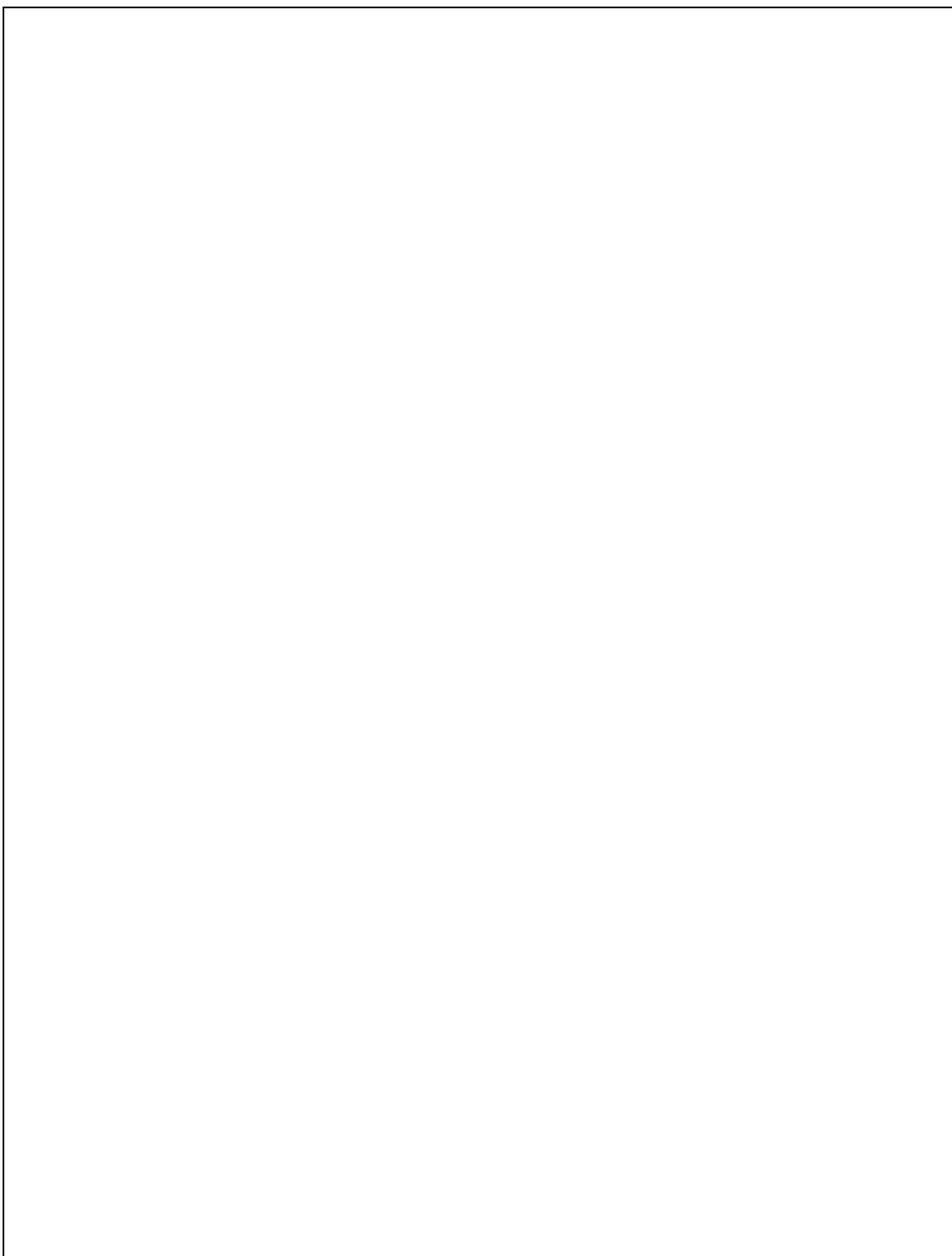
- 1 会社名
- 2 本社所在地
- 3 設立年月日
- 4 資本金
- 5 社員数
- 6 店舗数
- 7 売上高

ア	主な販売予定商品・販売価格表（別紙第4-1、4-2）
イ	営業日及び営業時間 a 平日 営業時間： b 土日祝日 営業：有・無 営業時間：
ウ	精算方法及び種類 （レジ（現金）、電子マネー・クレジットカード等の使用可否及び使用可能な場合の種類）
エ	店舗レイアウト図（別紙第5） （平面図）
オ	店舗イメージ図（別紙第6） （外観、内装等イメージ図）
カ	ポイントカードの導入及びポイント付加サービスの有無
キ	災害発生時の会社及び出店店舗の対応
ク	従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置
ケ	省エネルギー・環境対策、ゴミ・廃棄物の処分方法
コ	衛生管理方法
サ	クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法
シ	豊川駐屯地における営業方針 （隊員が利用する際の利点、他の路面店舗と豊川駐屯地店との違い等）
ス	豊川駐屯地に設置する店舗の営業体制を計数的に算出した事業計画 （1日の目標利用者数、1日の目標売上金額、人件費等及び2年間の収支状況）
セ	その他のアピールポイント

店舗レイアウト図



店舗イメージ図



販売予定商品と同等の商品の写真（4枚×4枚＝16枚以内）

商品名 _____ 販売価格 _____	商品名 _____ 販売価格 _____
商品名 _____ 販売価格 _____	商品名 _____ 販売価格 _____

注意：並び順は、別紙第4－1及び別紙第4－2に合わせる。

業務確約書

令和 年 月 日

陸上自衛隊
豊川駐屯地業務隊長 殿

「陸上自衛隊豊川駐屯地内における食堂、売店等の設置及び経営」の応募に関し、仕様書に定める業務を適正に履行できることを確約致します。

本社（店）所在地
商号又は名称
代表者の氏名 印

法人・個人の別 法人 ・ 個人
担当者氏名：
電 話：
F A X：

注：商号、代表者、担当者氏名にフリガナをふり、申請印は登録印を使用すること。

誓約書

私

当社

は、下記第1項に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記第2項に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記3項の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記第1項に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別紙第10の様式により変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（注1）、政治活動標ぼうゴロ（注2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

注1： 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

注2： 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

陸上自衛隊

豊川駐屯地業務隊長 殿

令和 年 月 日

本社（店）所在地

商号又は名称

代表者の氏名

印

仕様書（その1）

1 業務件名

陸上自衛隊豊川駐屯地内における食堂、売店等の設置及び経営

2 業務内容

食堂、売店等の設置及び経営

3 相手方の決定

本業務を行う者については、陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊長（以下、「甲」という。）が決定する。

4 国有財産の使用許可

(1) 本業務を行う者は、食堂、売店等の設置場所に係る国有財産の使用許可を得なければならない。

(2) 国有財産の使用許可は、防衛省所管国有財産部局長東海防衛支局長（以下「乙」という。）が行う。

(3) 次の各号に該当する場合は、使用許可を取り消し、又は変更することがある。

ア 国有財産の使用許可の相手方（以下「丙」という。）が許可条件に違反したとき。

イ 丙が自己都合による業務の解除をするとき。

ウ 国において使用物件を必要とするとき。

エ 丙の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。

以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

オ 丙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

カ 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

キ 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不

当に利用するなどしているとき。

ク 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に乖離されるべき関係を有しているとき。

- (4) 使用許可期間が満了したとき、又は使用許可を取り消された場合は、丙は直ちに自己の負担で使用財産を原状に回復し、返還すること。

ただし、継続した場合は、この限りではない。

また、この場合、丙は国に対し一切の補償を請求することができない。

なお、原状回復には、前業者が設置し、引き継いだ壁紙、電気・ガス・水道設備、グリストラップの清掃、排水管の高圧洗浄、その他の備品等の撤去を含む。

5 丙の資格

丙は、以下の条件を満たしていること。

- (1) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
- (2) 業務の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できること。
- (3) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
- (4) 仕様書の全記載事項を遵守できること。

6 国有財産使用料

丙は、乙に食堂、売店等の設置に係る面積に応じた国有財産使用料を支払うこと。

1 平方メートルあたりの国有財産使用料は、以下のとおりとする。

食堂：年額3、982円/m²（消費税込み）

喫茶：年額3、982円/m²（消費税込み）

物品販売（A）：年額4、485円/m²（消費税込み）

物品販売（B）：年額4、485円/m²（消費税込み）

クリーニング又はクリーニング取次：年額3、982円/m²（消費税込み）

理容：年額3、982円/m²（消費税込み）

* 上の使用料は、令和6年度単価であり、毎年度見直しを実施する。

なお、国有財産使用料は、納入通知書により歳入徴収官が指定する期日までに全額を前納することとし、期日までに納金しなかった場合は、延滞金が発生するものとする。

7 光熱水料

丙は、国有財産使用料とは別に、乙が算定した本業務に要する光熱水料（電気、上下水道、ガス）を負担しなければならない。また、毎月乙の指定した

日時及び場所に光熱水料を持参して支払うものとし、指定した日時に納金しなかった場合は、延滞金が発生することがある。

8 業務期間

令和7年4月1日～令和12年3月31日

ただし、丙の申し出（丙は、事前に担当職員と更新に係る所要の調整・確認を行うこと）により甲及び乙が必要と判断した場合には、一度に限り5年以内の期間で更新することができる。

なお、業務期間には、設置、第4項の(4)により許可財産を原状に回復し返還するまでの期間を含む。

9 費用負担

本業務に伴う費用は、丙の負担とする。

10 名義使用の制限

丙は、自己の営業上の取引に関して、甲及び乙の名義を使用してはならない。

11 管理責任

- (1) 丙は、自らの責任において食堂、売店等を管理し、火災、盗難、食中毒等の予防及び適正な排水等の維持について、関係法令及び規則等を遵守し、常に注意する。

丙に起因する事故発生の場合は、自らの責任において、損害の賠償及び施設の原状回復等を行い、甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。

- (2) 丙は、自らの責任において保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。

- (3) 丙は、従業員的身元、規律の保持、風紀及び衛生に関すること等、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。

- (4) 丙の従事者は、日本国籍を有する者とし、また、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入してはならない。

- (5) 丙は、自らの責任において廃棄物の処理、減量化及びリサイクル化について、関係法令及び規則等に基づき厳正に行わなければならない。

- (6) 施設の維持管理については、国有財産使用許可書による。

12 衛生等の保持

- (1) 丙は、丙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこととし、甲及び乙に対して速やかに報告すること。
- (2) 食中毒等が発生した場合は、保健所の指導に従うとともに甲の指示に従うこと。
- (3) 定期又は臨時の健康診断を部外医療機関において受け、その診断を甲に提出すること。
- (4) 食堂・喫茶の業務は腸内病原菌検査を月1回以上、部外検査機関において受け、その結果を甲に提出する。

13 情報保全の遵守

- (1) 丙は、甲、乙及び担当職員（以下、「甲等」という。）の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報（書面等をもって甲等が丙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の保全を遵守し、これを本業務の履行目的以外の目的に使用し、又は、第三者に開示してはならない。
- (2) 丙は、自らの従事関係者に情報保全を遵守させるために必要な措置を取らなければならない。

14 損害賠償

丙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違反した場合、その他業務に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対し一切の損害を賠償するものとする。

15 自己都合による業務の解除

丙は、自己の都合により本業務を解除しようとするときは、6ヶ月前までに甲及び乙に通知し、甲及び乙の指示に従い解除することができる。

ただし、この場合において、国有財産使用許可期間の未経過部分に係る国有財産の使用料については、返納しない。

なお、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく厚生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行う者は、当該手続開始前に解除を申し出ること。

16 業務仕様

- (1) 丙は、自ら提出した企画提案書に基づき業務を適正に履行することとし、企画提案書の内容について、甲の了解なく変更しないこと。
ただし、丙は、食材、容器、燃料等の高騰又は消費税等の税率変更に伴い、販売商品の価格変更が必要となった場合は、甲と協議し、価格を変更することができる。
- (2) 丙は、本業務の遂行に当たっては、甲の担当職員の指示に従うこと。
- (3) 丙は、庁舎内への出入り及び施設への立ち入りについては、庁舎内で定められた関係規則の手続きを行うとともに、諸規定に従うものとし、許可を受けていない施設へは、立ち入らないこと。
- (4) 食堂、売店等の設置、移設及び撤去に係る費用は、丙の負担とする。
また、該当作業の遂行に当たっては、甲の指示に従うこと。
- (5) 丙は、やむを得ない事情により使用物件を変更する場合は、事前に文書をもって甲及び乙の承認を得るとともに、甲及び乙の指示に従うこと。
- (6) 丙は、本業務に要する光熱水料のほか、使用物件の維持保存（※）のために通常必要とする修繕費その他の経費を負担しなければならない。
なお、排水管については、年1回以上高圧洗浄を実施し、担当職員に報告書を提出すること。
※ 使用物件の維持保存とは、例えば厨房ダクトのグリスフィルター、厨房グリストラップ、排水管及び空調フィルターといった付帯設備（工作物）の使用に応じた定期的な清掃を含むものである。
- (7) 丙は、乙が計画した防災訓練について、甲の指示に基づき参加すること。
- (8) 丙は、乙が計画した停電作業等について、甲の指示に基づき協力すること。
なお、丙は、停電作業等が原因で使用機器及び食材類の損害があった場合は、甲及び乙に対して損害の賠償その他の申し立てをしないこと。
- (9) 丙は、販売商品の選定に当たり、常に利用者の需要が高い商品等の提供に努めるものとし、甲の担当職員の指示に可能な限り従うものとする。
- (10) 丙は、営業許可が必要な販売商品を取り扱う場合、営業許可を取得した後、販売すること。
- (11) 丙は、商品の瑕疵等について、利用者又は甲からの連絡を受けた場合は、即時に対応すること。
- (12) 丙は、設置場所及びその周辺の清掃を毎日行い、衛生管理について一切の責任を負うものとする。
- (13) 厚生センター内共有場所（多目的室A、多目的室C、カウンセラー室、図書室、厚生科倉庫及び電気室を除く。）の清掃を1週間に複数回行うものとする。
- (14) 丙は、空調設備の運転、温度調整等は国の基準に従うものとする。

- (15) 丙は、売上金額を翌月10日までに、また、会計年度における本業務に関する収支計算書を翌年5月末日までに担当職員に提出すること。
- (16) 丙は、本業務の従事者について身元を保証するとともに、業務従事前に従事者名簿を提出するものとする。また、従事者名簿の記載事項について確認するための書類（履歴書（写し））など、甲が必要と判断した書類の提出を求められた場合には、担当職員に提出しなければならない。
- (17) 丙は、販売品目に重大なトラブル（異物混入、食中毒、リコール等）が発生した場合には、甲の担当者に速やかに報告するとともに、直ちに商品を取り返し、甲の指示（食堂、売店等の営業停止を含む）に従わなければならない。
- (18) 丙は、使用物件の一部を第三者に転貸し、第三者と共同で使用してはならない。
- (19) 丙は、本仕様書、仕様書（その2）に記載されている遵守項目に違反した場合及び故意の過失により甲、乙又は利用者に被害が発生した場合は、直ちに業務を取り消すとともに、次回以降、業務に従事できない場合がある。
- (20) 丙は、公募説明会及び決定業者に対する説明会での遵守事項に違反した場合並びに甲が要求している書類を提出しなかった場合（提出期限を守らなかった場合及び催促しても至急提出しない場合も含む。）は、次回以降、業務に従事できない（国有財産使用許可の更新をしない。）場合がある。
- (21) 食堂、売店等の設置に当たり、南海トラフ巨大地震等の大規模災害が発生した場合には、甲と相互に連携を図り協力すること。
- (22) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、甲の担当職員及び丙の間で協議する。

17 情報公開

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年5月14日法律第42号）に基づき本業務に関する行政文書の情報公開請求が行われた場合は、第5条第2号に該当する情報を除き開示するものとする。

18 仕様の細部

仕様の細部は、仕様書（その2）のとおり

19 その他

この公募に応募がなかった場合には、原則として防衛省共済組合が公募を実施する。

仕様書（その2）

- 1 募集店舗
食堂
- 2 設置場所
厚生センター
- 3 国有財産使用許可面積
106.72㎡
- 4 国有財産使用料
年間3,982円/㎡（消費税込み）
* 上記使用料は、令和6年度単価であり、毎年度見直しを実施する。
- 5 光熱水料
国有財産使用料とは別に徴収する。
- 6 営業日、営業時間
 - (1) 営業日
土日祝日を除く毎日とする。土日祝日の営業については任意とする。
なお、本来の営業日以外で行事等がある際は、営業に務めること。
また、春季・夏季・年末年始休暇等の期間については、官側と協議し、休業とすることができる。
 - (2) 営業時間
平日：厚生センター開放時間（06：00～21：00）、土日祝日：
09：00～21：00の間で、任意とする。
ただし、平日の11：00～13：00は、必ず営業すること。
なお、駐屯地内の人員が一時的に増加する際は、営業時間の延長について官側と協議し対応すること。
また、営業時間の短縮については、官側と協議し対応すること。
- 7 必須取扱品目
 - (1) 定食
 - (2) 丼物
 - (3) 麺類
 - (4) 弁当

* その他の品目については任意又は別途協議とする。

なお、アルコール・ノンアルコール（アルコール度数0.00%）類は提供を認めない。

8 その他の営業条件

- (1) 営業形態はセルフサービス又はカフェテリア方式のいずれでも提供時間の短縮を図れるものとする。
- (2) 国の行事又は緊急時等は、原則として国が使用することとし、詳細についてはその都度別途協議する。

なお、その際に要した費用等を甲及び乙に請求することはできない。

また、既に納付した国有財産使用料は返金及び減額は一切しないものとする。

9 既存店舗保有備品等

- (1) 一覧表は公募説明会時に配布する。
- (2) 既存保有備品等を引き継ぐ際は、現業者と覚書を作成し、甲に提出すること。

なお、書式については、甲の指示に従うこと。

10 その他

- (1) 電気容量は12.1KVA
- (2) ガスの種類は天然ガス13A

仕様書（その2）

1 募集店舗
喫茶

2 設置場所
厚生センター

3 国有財産使用許可面積
65.27㎡

4 国有財産使用料
年間3,982円/㎡（消費税込み）
* 上記使用料は、令和6年度単価であり、毎年度見直しを実施する。

5 光熱水料
国有財産使用料とは別に徴収する。

6 営業日、営業時間

(1) 営業日

土日祝日を除く毎日とする。土日祝日の営業については任意とする。
なお、本来の営業日以外で行事等がある際は、営業に務めること。
また、春季・夏季・年末年始休暇等の期間については、官側と協議し、休業とすることができる。

(2) 営業時間

平日：厚生センター開放時間（06：00～21：00）、土日祝日：
09：00～21：00の間で、任意とする。

ただし、平日の11：00～14：00は、必ず営業すること。

なお、駐屯地内の人員が一時的に増加する際は、営業時間の延長について官側と協議し対応すること。

また、営業時間の短縮については、官側と協議し対応すること。

7 必須取扱品目

(1) 軽食

(2) ソフトドリンク

* その他の品目については、任意又は別途協議とする。なお、アルコール

ル・ノンアルコール（アルコール度数0.00%）類は提供を認めない。

8 その他の営業条件

- (1) 営業形態はフルサービス方式とする。
- (2) 国の行事又は緊急時等は、原則として国が使用することとし、詳細についてはその都度別途協議する。

なお、その際に要した費用等を甲及び乙に請求することはできない。

また、既に納付した国有財産使用料は返金及び減額は一切しないものとする。

9 既存店舗保有備品等

- (1) 一覧表は公募説明会時に配布する。
- (2) 既存保有備品等を引き継ぐ際は、現業者と覚書を作成し、甲に提出すること。

なお、書式については、甲の指示に従うこと。

10 その他

- (1) 電気容量は11.7KVA
- (2) ガスの種類は天然ガス13A

仕様書（その2）

- 1 募集店舗
物品販売A（コンビニエンスストアに準ずる営業）
- 2 設置場所
厚生センター
- 3 国有財産使用許可面積
155.15㎡
- 4 国有財産使用料
年間4,485円/㎡（消費税込み）
* 上記使用料は、令和6年度単価であり、毎年度見直しを実施する。
- 5 光熱水料
国有財産使用料とは別に徴収する。
- 6 営業日、営業時間
 - (1) 営業日
毎日とする。
また、春季・夏季・年末年始休暇等の期間については、官側と協議し、休業とすることができる。
 - (2) 営業時間
平日：厚生センター開放時間（06：00～21：00）、土日祝日：
09：00～21：00の間で、任意とする。
ただし、平日の07：00～21：00及び、土日祝日の09：00～
20：00は、必ず営業すること。
なお、駐屯地内の人員が一時的に増加する際は、営業時間の延長について官側と協議し対応すること。
また、営業時間の短縮については、官側と協議し対応すること。
- 7 取扱品目及びサービス
 - (1) 雑誌
 - (2) 週刊誌
 - (3) 文房具
 - (4) 日用品

- (5) 名札（樹脂製・布製）の作成又は作成取次
- (6) 宅配便取次
- (7) インスタント食品
- (8) おにぎり等
- (9) 菓子類（アイス等含む。）
- (10) 土産物
- (11) たばこ
- (12) 電子レンジ、ポット
- (13) 電子マネー（バーコード決済、クレジットカード決済等）
- (14) マルチコピー（行政サービス、チケット発券）
- (15) 無人レジ
- (16) ポイントカード

ただし、(1)～(13)までは必須とする。

* その他の品目については任意又は別途協議とする。

なお、アルコール・ノンアルコール（アルコール度数0.00%）類、切手、階級章、防衛記念章、自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第3章第2節で定められた制服・作業服等、クリーニング及びクリーニング取次サービスは認めない。

8 その他の営業条件

国の行事又は緊急時等は、原則として国が使用することとし、詳細についてはその都度別途協議する。

なお、その際に要した費用等を甲及び乙に請求することはできない。

また、既に納付した国有財産使用料は返金及び減額は一切しないものとする。

9 既存店舗保有備品等

- (1) 一覧表は公募説明会時に配布する。
- (2) 既存保有備品等を引き継ぐ際は、現業者と覚書を作成し、甲に提出すること。

なお、書式については、甲の指示に従うこと。

10 協定書

業者決定後、甲及び丙との間で、災害発生時の対応、支援体制等を記載した協定書を締結すること。

詳細は別途指示する。

- 11 店舗間の仕切りについて
撤去に要する費用は全て決定業者の負担とする。

- 12 その他
電気容量は9.7KVA

仕様書（その2）

- 1 募集店舗
物品販売B（陸自関連ミリタリーグッズ）
- 2 設置場所
厚生センター
- 3 国有財産使用許可面積
54.19㎡
- 4 国有財産使用料
年間4,485円/㎡（消費税込み）
* 上記使用料は、令和6年度単価であり、毎年度見直しを実施する。
- 5 光熱水料
国有財産使用料とは別に徴収する。
- 6 営業日、営業時間
 - (1) 営業日
日祝日を除く毎日とする。日祝日の営業については任意とする。
なお、本来の営業日以外で行事等がある際は、営業に務めること。
また、春季・夏季・年末年始休暇等の期間については、官側と協議し、休業とすることができる。
 - (2) 営業時間
平日：厚生センター開放時間（06：00～21：00）、土日祝日：
09：00～21：00の間で、任意とする。
ただし、平日の11：00～20：00は、必ず営業すること。
なお、駐屯地内の人員が一時的に増加する際は、営業時間の延長について官側と協議し対応すること。
また、営業時間の短縮については、官側と協議し対応すること。
- 7 取扱品目
 - (1) 自衛隊用品
 - (2) スポーツ用品
ただし、(1)は必須とする。
* その他の品目については任意又は別途協議とする。

なお、アルコール・ノンアルコール（アルコール度数0.00%）類、たばこ、切手、階級章、防衛記念章、クリーニング及びクリーニング取次サービスは認めない。

* 自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第3章第2節で定められた制服・作業服等は自衛官以外には販売を認めない。

8 その他の営業条件

国の行事又は緊急時等は、原則として国が使用するととし、詳細についてはその都度別途協議する。

なお、その際に要した費用等を甲及び乙に請求することはできない。

また、既に納付した国有財産使用料は返金及び減額は一切しないものとする。

9 既存店舗保有備品等

(1) 一覧表は公募説明会時に配布する。

(2) 既存保有備品等を引き継ぐ際は、現業者と覚書を作成し、甲に提出すること。

なお、書式については、甲の指示に従うこと。

10 その他

電気容量は1.5KVA

仕様書（その2）

- 1 募集店舗
クリーニング又はクリーニング取次
- 2 設置場所
厚生センター
- 3 国有財産使用許可面積
24.59㎡
- 4 国有財産使用料
年間3,982円/㎡（消費税込み）
* 上記使用料は、令和6年度単価であり、毎年度見直しを実施する。
- 5 光熱水料
国有財産使用料とは別に徴収する。
- 6 営業日、営業時間
 - (1) 営業日
土日祝日を除く毎日とする。土日祝日の営業については任意とする。
なお、本来の営業日以外で行事等がある際は、営業に務めること。
また、春季・夏季・年末年始休暇等の期間については、官側と協議し、休業とすることができる。
 - (2) 営業時間
平日：厚生センター開放時間（06：00～21：00）、土日祝日：09：00～21：00の間で、任意とする。
ただし、平日の16：00～19：00は、必ず営業すること。
なお、駐屯地内の人員が一時的に増加する際は、営業時間の延長について官側と協議し対応すること。
また、営業時間の短縮については、官側と協議し対応すること。
- 7 必須取扱品目
 - (1) 制服等自衛隊関連用品のクリーニング又はクリーニング取次
 - (2) その他一般的に取り扱う品目
* その他の品目については任意又は別途協議とする。

8 その他の営業条件

国の行事又は緊急時等は、原則として国が使用することとし、詳細についてはその都度別途協議する。

なお、その際に要した費用等を甲及び乙に請求することはできない。

また、既に納付した国有財産使用料は返金及び減額は一切しないものとする。

9 既存店舗保有備品等

(1) 一覧表は公募説明会時に配布する。

(2) 既存保有備品等を引き継ぐ際は、現業者と覚書を作成し、甲に提出すること。

なお、書式については、甲の指示に従うこと。

10 その他

電気容量は1.5KVA

仕様書（その2）

1 募集店舗
理容

2 設置場所
厚生センター

3 国有財産使用許可面積
56.11㎡

4 国有財産使用料
年間3,982円/㎡（消費税込み）
* 上記使用料は、令和6年度単価であり、毎年度見直しを実施する。

5 光熱水料
国有財産使用料とは別に徴収する。

6 営業日、営業時間

(1) 営業日

火～土、祝日、第1・第4日曜日

なお、本来の営業日以外で行事等がある際は、営業に務めること。

また、春季・夏季・年末年始休暇等の期間については、官側と協議し、休業とすることができる。

(2) 営業時間

平日：厚生センター開放時間（06：00～21：00）、土日祝日：
09：00～21：00の間で、任意とする。

ただし、火～木の12：00～20：00、金の10：00～20：00、
土・祝の12：00～17：00は、必ず営業すること。

なお、駐屯地内の人員が一時的に増加する際は、営業時間の延長について
官側と協議し対応すること。

また、営業時間の短縮については、官側と協議し対応すること。

7 必須取扱品目

(1) 調髪

(2) 洗髪

(3) 顔剃り

*その他の品目については任意又は別途協議とする。

8 その他の営業条件

国の行事又は緊急時等は、原則として国が使用することとし、詳細についてはその都度別途協議する。

なお、その際に要した費用等を甲及び乙に請求することはできない。

また、既に納付した国有財産使用料は返金及び減額は一切しないものとする。

9 既存店舗保有備品等

(1) 一覧表は公募説明会時に配布する。

(2) 既存保有備品等を引き継ぐ際は、現業者と覚書を作成し、甲に提出すること。

なお、書式については、甲の指示に従うこと。

10 その他

(1) 電気容量は10.6KVA

(2) ガスの種類は天然ガス13A

応募に必要な書類等

○：必要書類 △：店舗の種類により必要な書類 ×：提出不要

記号	提出書類	統一資格有	統一資格なし
(ア)	申請書 (募集要領別紙第2)	○	○
(イ) (ウ) (エ)	企画提案書 *30部 (食堂、喫茶：募集要領別紙第3-1) (物品販売A：募集要領別紙第3-2) (物品販売B、クリーニング又はクリーニング 取次、理容：募集要領別紙第3-3)	○	○
a	主な販売予定商品・販売価格表 *30部 (募集要領別紙第4-1、4-2)	○	○
d	店舗レイアウト図 *30部 (募集要領別紙第5)	○	○
e	店舗イメージ図 *30部 (募集要領別紙第6)	○	○
o	販売予定商品と同等の商品の写真 *30部 (募集要領別紙第7) *食堂、喫茶のみ	△	△
(カ)	企画提案書補足書 *30部 (様式任意)	○	○
a	業務確約書 (募集要領別紙第8)	○	○
b	法人：登記簿謄本（履行事項全部証明書又は現 在事項全部証明書） 個人：戸籍抄本 *発行後3カ月以内のもの	×	○
c	営業経歴書、会社の商号、所在地、代表者役職・ 氏名、沿革（営業年数）、役員や従業員数等の概 要、営業品目、営業所の所在状況等が記載され たもの。 *パンフレット等でも可	×	○
d	法人：財務諸表 個人：確定申告書の写し	×	○
e	納税証明書 *発行後3カ月以内のもの 法人：その3の3 個人：その3の2	×	○
f	印鑑証明書 *発行後3カ月以内のもの	○	○
g	営業許可書の写し *該当する場合のみ	△	△
h	誓約書 (募集要領別紙第9)	○	○
i	役員名簿 (募集要領別紙第10)	○	○
/	資格審査結果通知書*全省庁統一資格の写し	○	○

*統一資格とは、防衛省一般競争入札参加資格（全省庁統一資格）をいう。

*押印箇所は全て印鑑証明書の印鑑（法人：社印、個人：代表者の印鑑）を使用すること。 シャチハタ及びデジタル印は使用不可とする。

*申請書類は、丁寧・明瞭な字で記入すること。